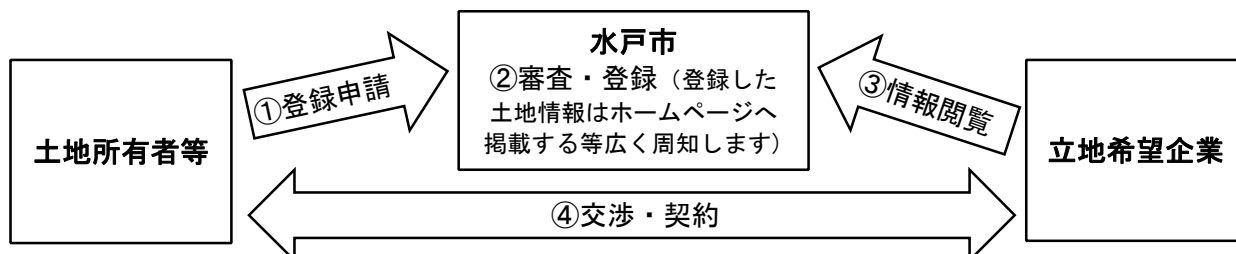


企業誘致向け用地を募集しています

～水戸市企業誘致適地登録制度のご案内～

水戸市では、企業誘致の候補地となる土地を募集、登録し、市内に立地を希望する企業へ情報提供することで、企業と市内の未利用地のマッチングを図る制度を開始しました。

市内に以下の登録要件を満たす土地をお持ちの方等で、売却・賃貸をお考えの方は、ぜひご登録ください。



主な登録要件

（一部抜粋。詳細は市ホームページをご覧ください。）

【土地の規模及び所在】

①又は②のいずれかの要件すべてを満たす必要があります。

①パターン

- 3,000㎡以上 50,000㎡未満の一団の土地であること。
- 水戸市の市街化調整区域内にあること。
- 土地の過半が次の高速自動車国道のインターチェンジ（以下「IC」という。）又は工業地域（米沢工業団地を除く。）から1,000mの範囲内にあること。

水戸IC	水戸南IC	茨城町東IC
元石川町等地内の工業地域	住吉町等地内の工業地域	

②パターン

- 50,000㎡以上の一団の土地であること。
- 水戸市の市街化調整区域内にあること。
- 次の高速自動車国道のインターチェンジから3,000mの範囲内にあること。ただし、水戸インターチェンジ、水戸南インターチェンジ、茨城町東インターチェンジから1,000mの距離にある土地は除く。

水戸IC	水戸南IC	茨城町東IC	水戸北SIC
水戸大洗IC	茨城町西IC	友部SIC	那珂IC

【道路要件】

幅員9m以上の国道、県道、市道のいずれかに接していること。

【その他の要件】

地権者（土地所有者のほか、地上権者、賃貸借権者などの土地を使用収益する権利を有する者を含む）すべての同意が得られていること。

留意事項

- ・水戸市が土地を購入するものではありません。
- ・水戸市は、登録された土地を企業に紹介し、立地希望企業と用地のマッチングを図ります。
- ・当該土地の売却・賃貸及び企業の立地を約束するものではありません。
- ・土地利用を制限するものではありません。
- ・企業が立地を希望する場合は、土地所有者の方等と直接交渉を行っていただきます。

登録申請方法など、詳細は市ホームページをご覧ください



【問い合わせ先】

〒310-8610 水戸市中央1-4-1
水戸市産業経済部商工課
TEL 029-232-9185
FAX 029-232-9232

対象エリア図

※ 大まかなエリアを示した図になりますので、詳細
はお問い合わせください。



Aパターンエリア

Bパターンエリア

※ Bパターンエリアは、水戸IC、水戸南IC、茨城町東IC
から1,000m以内の範囲を含みません。

